平成２６年（フ）第３２号
秋田県大館市字大田面380番地ブルス・ハープⅢ102
債務者　小畑　宏美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１２３号
山梨県甲府市千塚５丁目７番13号　ビラージュ千塚102
債務者　寺東　　浩
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
岐阜市鍵屋西町２丁目52番地１　白水マンション306号室
債務者　中嶋　博志
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２２号
岐阜市戎町１丁目３番地
債務者　髙橋　惠子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２１号
新潟市北区川西３丁目10番７号
債務者　長谷川珠江
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９２号
神戸市垂水区高丸８丁目14番１―506号
債務者　藤田　良子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１９号
神戸市垂水区北舞子２丁目６番３―304号
債務者　上村　博之（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６５号
神戸市中央区二宮町１丁目13番１号　ロイヤルイン二宮801号室
債務者　甲斐由希子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７１号
神戸市長田区御船通２丁目２番地の１　ミモザの館101号、従前の住所神戸市中央区山本通１丁目４番６号　シャーメゾンセレッソ・カーサ301
債務者　黒田　泰子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７６号
神戸市東灘区岡本４丁目９番30―503号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見684番地フローラルシティⅡＣ棟103号
債務者　並河　惠子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
兵庫県宝塚市青葉台１丁目１番７―237号、前住所兵庫県芦屋市若葉町６番１―1332号
債務者　山﨑　侃臣
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
兵庫県宝塚市青葉台１丁目１番７―237号、前住所兵庫県芦屋市若葉町６番１―1332号
債務者　山﨑　春美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市河原町和奈見21番地
債務者　塚田　佑将
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
鳥取県米子市新開６丁目14番49号
債務者　紙原　士郎
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１３２号
長崎県長崎市岩見町31番10―506号
債務者　池宮　潤子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1390番地５　清瀬ハイツ９号、前住所宮崎市花ケ島町屋形町1216番地５
債務者　村上　由美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係